

「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

新	旧
交付目論見書の作成に関する規則に関する細則	交付目論見書の作成に関する規則に関する細則
第 1 条～第 5 条 (略)	第 1 条～第 5 条 (同 左)
(手続・手数料等の記載様式)	(手続・手数料等の記載様式)
第 6 条 (本文省略)	第 6 条 (同 左)
① お申込みメモ (略)	① お申込みメモ (同 左)
② ファンドの費用・税金 (ア) ファンドの費用 (略)	② ファンドの費用・税金 (ア) ファンドの費用 (同 左)
(イ) 税金 (略)	(イ) 税金 (同 左)
<u>(ウ) (参考情報)ファンドの総経費率 (ファンドの総経費率の記載について)</u>	<u>(新 設)</u>
<p><u>交付目論見書作成日時点において、原則として、直近に作成された運用報告書に記載されているファンドの総経費率に係るデータについて、参考情報として記載するものとする。</u></p> <p><u>また、ファンドの総経費率の記載に係る表示方法については、総経費率とその内訳(運用管理費用、その他費用)を記載すること(総経費率の計算に含まれない費用が存在することを認識している場合には、その旨などを委託会社にて重要性を判断の上、併せて注記すること。)とし、これら以外の開示については、運用報告書を参照することで確</u></p>	

新	旧
<p><u>認出来る旨の注意書きを付記するなどの工夫をし、委託会社の判断によりこれ以上の詳細な情報を開示することを妨げない。</u></p> <p><u>なお、運用報告書を作成していない投資信託については、これを適用しない。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1. <u>この改正は、令和6年 月 日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用する。</u></p> <p>2. <u>前記 1.にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。</u></p>	<p>(同 左)</p>